

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第56期第3四半期(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社ビー・エム・エル

【英訳名】 BML, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒井 裕

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員経営企画部長 福田 和太

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号

【電話番号】 03(3350)0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役副社長執行役員経営企画部長 福田 和太

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第55期 第3四半期 連結累計期間	第56期 第3四半期 連結累計期間	第55期 第3四半期 連結会計期間	第56期 第3四半期 連結会計期間	第55期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年12月31日	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高 (百万円)	60,396	62,136	19,941	20,694	79,259
経常利益 (百万円)	5,694	6,262	1,561	1,832	6,750
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,981	3,375	926	1,073	3,550
純資産額 (百万円)			43,881	46,893	44,518
総資産額 (百万円)			66,198	70,549	67,517
1株当たり純資産額 (円)			2,032.00	2,168.96	2,061.12
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	140.48	159.02	43.66	50.54	167.26
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	140.19	158.67	43.57	50.43	166.91
自己資本比率 (%)			65.2	65.3	64.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,262	5,829			9,388
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,568	2,766			3,653
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	145	1,394			915
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残 高 (百万円)			15,165	17,813	16,145
従業員数 (名)			3,016	2,994	2,946

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	2,994 (2,351)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の当第3四半期連結会計期間の平均雇用人数であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	1,756 (738)
---------	-------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 従業員数欄の()は、外書で臨時従業員の当第3四半期会計期間の平均雇用人数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	生産実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業		
臨床検査事業		
生化学的検査	8,558	3.7
血液学的検査	1,683	4.7
免疫学的検査	4,005	6.5
微生物学的検査	1,184	11.6
病理学的検査	1,516	7.2
その他検査	1,997	11.7
臨床検査事業小計	18,945	5.9
その他検査事業	832	0.8
検査事業小計	19,778	5.7
医療情報システム事業	716	23.8
その他事業	112	9.5
合計	20,606	4.3

(注) 金額は販売価額にて算出しており、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

検査の受託から報告までの所要日数が極めて短いため、常に受注残高は僅少であり、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を検査区分別に示すと、次のとおりであります。

検査区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)	
	販売実績(百万円)	前年同期比増減(%)
検査事業		
臨床検査事業		
生化学的検査	8,597	3.6
血液学的検査	1,691	4.6
免疫学的検査	4,024	6.3
微生物学的検査	1,189	11.4
病理学的検査	1,523	7.0
その他検査	2,002	9.0
臨床検査事業小計	19,028	5.5
その他検査事業	836	1.9
検査事業小計	19,865	5.2
医療情報システム事業	726	24.4
その他事業	103	8.5
合計	20,694	3.8

(注) 1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 総販売実績に対する売上の割合が10%以上の相手先はありません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年12月9日開催の取締役会で、当社と株式会社岸本医科学研究所（以下、岸本医科学研究所）との吸収分割基本契約にかかる決議を行い、同日付で当社と岸本医科学研究所との間に吸収分割基本契約書を締結いたしました。概要については以下のとおりです。

(1) 吸収分割の目的と概要

当社は、岸本医科学研究所の事業を支援するために、株式会社企業再生支援機構による再生支援の申し込みを、岸本医科学研究所及び岸本医科学研究所の主力銀行である株式会社みずほ銀行と連名で行ない、平成22年12月9日支援決定を受けました。今後、当社が100%出資する新設子会社に会社分割（吸収分割）による事業の承継を実施し、もって事業の再建を図ることを目的としております。なお、本会社分割の効力発生日は、平成23年4月1日を予定しております。

(2) 本契約履行の前提条件

今後、企業再生支援機構法第31条第1項に定める買取決定等が行なわれること等が、本契約履行の前提条件となっております。

（岸本医科学研究所の概要）

商号 株式会社岸本医科学研究所

事業内容 臨床検査受託

所在地 北海道苫小牧市日吉町二丁目3番9号

代表者 徳田 充宏

資本金 9,300万円

設立年月日 1970年

従業員 898名

発行済み株式数

93,000株

主な経営成績（平成21年12月期）

売上高 81億5,700万円

償却前営業利益 13億1,000万円

有利子負債 123億9,200万円

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

医療業界は、国民医療費が高齢化の進行や医療技術の進歩を背景に過去最高を更新する中で、医療の質の向上や効率的な医療の実現に向けた各種制度改革が実施されています。

当期の受託臨床検査業界は、2年毎に実施されている診療報酬改定の年度に当たり、検体検査に係る保険点数（公定価格）は、遺伝子検査項目が大幅に引き上げられた反面、ルーチン検査である生化学検査の包括項目（マルメ）については、約5%引き下げられました。院内検査に係る検体検査管理加算については、大規模病院における検査体制の評価として、検体検査管理加算（ ）が新設されました。

こうした環境の下、当社グループは、臨床検査事業につきましては、引き続きクリニック市場の開拓を図ると共に、大型施設へのFMS/ブランチラボ方式（検査機器・システムなどの賃貸と運営支援/院内検査室の運営受託）による提案営業を行ない、事業基盤の拡大を図りました。加えて、前第3四半期（3ヶ月）においては、新型インフルエンザの感染拡大等による他疾患の患者の受診控えから検体数が伸び悩んだ反面、当第3四半期での検査数量は好調に推移したため、同事業の売上高（10～12月）は前年同期比5.5%増加しました。利益面においても、増収と数量効果や経費抑制により、利益率が向上しました。また、メインラボであるBML総合研究所（埼玉県川越市）においては、検査受託体制の強化・効率化策として、細菌検査・EIA検査の更なる自動化及び検査工程の改善に取り組んでいます。

その他検査事業の食品衛生事業につきましては、前期3月に(株)キュー・アンド・シーの株式を一部売却し同社が連結対象子会社から外れたことから、同事業の売上高（10～12月）は1.9%減少しました。一方、(株)BMLフード・サイエンスが、増収及びコスト削減等により前期の減益から増益に転じ、事業全体でも増益となりました。

医療情報システム事業につきましては、診療所版電子カルテ「メディカルステーション（MS）」の新規導入件数が新バージョンの発売を控えた端境期の影響もあり低調に推移し、またレセ電算ソフトについても、MSユーザーへの導入がほぼ行きわたってきたことから第3四半期（3ヶ月）は導入数が減少したため、事業全体の売上高（10～12月）は前年同期比24.4%減少しました。また、同事業の損益についても、黒字幅が縮小しました。新バージョンの電子カルテについては現在開発の最終段階にあり、今春にはリリースできる見込みです。

その他事業につきましては、売上高（10～12月）が前年同期比8.5%増加し、利益についても黒字を確保いたしました。

これらの結果、当第3四半期連結会計期間（10～12月）の業績は、売上高20,694百万円（前年同期比3.8%増）、営業利益1,764百万円（前年同期比16.6%増）、経常利益1,832百万円（前年同期比17.3%増）、四半期純利益1,073百万円（前年同期比15.8%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の財政状態は、総資産70,549百万円（前年度末比3,031百万円増）、純資産46,893百万円（前年度末比2,374百万円増）、自己資本比率65.3%（前年度末比0.5%増）となっています。主な増減項目は、資産の部では、流動資産で現金及び預金が1,672百万円、受取手形及び売掛金が1,194百万円、それぞれ増加しています。負債の部では、固定負債で長期リース債務が902百万円増加しています。また、純資産の部では、利益剰余金が2,415百万円増加しています。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期末における現金及び現金同等物の残高は、前年同期に比べ2,647百万円増加し、17,813百万円となりました。当第3四半期連結会計期間（10～12月）における各活動区分別のキャッシュ・フローの状況及び主な増減要因は、以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,546百万円の資金収入（前年同期比226百万円の収入増）となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益が276百万円増加し、仕入債務の増加による資金増加額が285百万円の増加となる一方、売上債権の増加による資金の減少額が180百万円増加したことや、法人税等の支払額が312百万円増加したことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、939百万円の資金支出（前年同期比207百万円の支出増）となりました。これは主に、貸付けによる支出が82百万円増加し、無形固定資産の取得による支出が93百万円増加したことなどによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、647百万円の資金支出（前年同期は631百万円の資金収入）となりました。これは主に、前年同期における短期借入金の純増額995百万円が、当期は無かったことなどによるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は77百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,400,000
計	59,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,007,363	22,007,363	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	22,007,363	22,007,363		

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成16年6月29日	新株予約権の数(個)	63
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	6,300
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成16年10月2日から 平成36年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
	新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を得るものとする。
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		
発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成17年6月29日	新株予約権の数(個)	71
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,100
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成17年11月2日から 平成37年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
	新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部行使はできない。
	新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を得るものとする。
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

会社法第361条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成18年6月29日	新株予約権の数(個)	50
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成18年12月5日から 平成38年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員の中のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成19年6月28日	新株予約権の数(個)	57
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,700
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成19年10月13日から 平成39年6月28日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成20年6月27日	新株予約権の数(個)	82
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,200
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成20年10月18日から 平成40年6月27日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成18年6月29日	新株予約権の数(個)	12
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,200
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成18年12月5日から 平成38年6月29日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成18年12月5日から平成38年6月29日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成37年6月29日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成37年6月30日から平成38年6月29日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成19年6月28日	新株予約権の数(個)	15
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成19年10月13日から 平成39年6月28日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成19年10月13日から平成39年6月28日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
上記に関わらず、新株予約権者が平成38年6月28日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成38年6月29日から平成39年6月28日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成20年6月27日	新株予約権の数(個)	15
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,500
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成20年10月18日から 平成40年6月27日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2 新株予約権者は、平成20年10月18日から平成40年6月27日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

上記に関わらず、新株予約権者が平成39年6月27日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成39年6月28日から平成40年6月27日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

会社法第238条および第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

発行決議の日		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成21年9月24日	新株予約権の数(個)	74
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,400
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成21年10月15日から 平成41年9月30日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成21年10月15日から平成41年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が平成40年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成40年10月1日から平成41年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

発行決議の日		第3 四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
平成22年9月30日	新株予約権の数(個)	71
	新株予約権のうち自己新株予約権の数	
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,100
	新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり 100 (1株当たり 1)
	新株予約権の行使期間	平成22年10月20日から 平成42年9月30日まで
	新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 1
	新株予約権の行使の条件	(注) 2
	新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
	代用払込みに関する事項	
	組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 2 新株予約権者は、平成22年10月20日から平成42年9月30日までの期間において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下「権利行使開始日」という。)から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- 上記に関わらず、新株予約権者が平成41年9月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合は、平成41年10月1日から平成42年9月30日までの期間に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 3 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		22,007,363		6,045		6,646

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 777,300		
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,227,300	212,273	
単元未満株式	普通株式 2,763		
発行済株式総数	普通株式 22,007,363		
総株主の議決権		212,273	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式87株が含まれています。

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ビー・エム・エル	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 - 2 1 - 3	777,300		777,300	3.53
計		777,300		777,300	3.53

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,398	2,260	2,198	2,046	2,239	2,239	2,200	2,186	2,295
最低(円)	2,265	2,006	1,973	1,872	1,870	2,066	1,992	1,972	2,088

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役副社長執行役員 (経営企画部長兼営業統括本部長)	取締役専務執行役員 (経営企画部長兼管理本部長兼 リスク管理担当)	福田 和太	平成22年7月1日
取締役常務執行役員 (管理本部長兼リスク管理担当)	取締役常務執行役員 (営業統括本部長)	大塚 敬	平成22年7月1日
取締役執行役員 (検査本部長兼先端技術開発本部長)	取締役執行役員 (検査統括本部長兼先端技術開発本部長)	中村 貞博	平成22年7月1日
取締役執行役員 (第一営業本部長兼医薬治験営業担当)	取締役執行役員 (第一営業本部長兼医薬治験営業部長)	田中 実	平成22年7月1日
取締役執行役員 (経理部長)	取締役執行役員 (経理部長兼販売管理部長)	山下 勝司	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期連結財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額は、従来、千円単位で記載していましたが、第1四半期連結累計(会計)期間より百万円単位で記載することに変更いたしました。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前第3四半期連結累計(会計)期間についても百万円単位に組替えて表示しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,513	16,840
受取手形及び売掛金	2 15,128	2 13,933
商品及び製品	126	198
仕掛品	316	405
原材料及び貯蔵品	1,257	1,103
その他	1,437	1,885
貸倒引当金	30	44
流動資産合計	36,750	34,323
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	9,506	9,859
土地	10,882	10,805
その他(純額)	5,973	5,117
有形固定資産合計	1 26,361	1 25,781
無形固定資産		
その他	3,092	3,173
無形固定資産合計	3,092	3,173
投資その他の資産		
その他	4,379	4,289
貸倒引当金	35	51
投資その他の資産合計	4,344	4,238
固定資産合計	33,798	33,194
資産合計	70,549	67,517
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	9,674	8,924
短期借入金	930	930
未払法人税等	781	1,798
その他	5,897	6,211
流動負債合計	17,282	17,864
固定負債		
退職給付引当金	3,622	3,440
役員退職慰労引当金	158	176
その他	2,591	1,517
固定負債合計	6,372	5,134
負債合計	23,655	22,999

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,045	6,045
資本剰余金	6,646	6,646
利益剰余金	34,625	32,210
自己株式	1,259	1,263
株主資本合計	46,059	43,638
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	12	112
評価・換算差額等合計	12	112
新株予約権	67	55
少数株主持分	778	711
純資産合計	46,893	44,518
負債純資産合計	70,549	67,517

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	60,396	62,136
売上原価	37,743	38,379
売上総利益	22,652	23,757
販売費及び一般管理費	17,121	17,615
営業利益	5,531	6,142
営業外収益		
不動産賃貸料	37	-
その他	173	202
営業外収益合計	210	202
営業外費用		
支払利息	26	41
不動産賃貸原価	14	-
その他	6	40
営業外費用合計	46	82
経常利益	5,694	6,262
特別利益		
株式割当益	-	15
貸倒引当金戻入額	-	14
受取保険金	20	-
その他	4	10
特別利益合計	25	40
特別損失		
固定資産除却損	160	79
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	80
その他	115	6
特別損失合計	275	167
税金等調整前四半期純利益	5,444	6,136
法人税、住民税及び事業税	2,038	2,294
法人税等調整額	311	345
法人税等合計	2,349	2,640
少数株主損益調整前四半期純利益	-	3,496
少数株主利益	112	120
四半期純利益	2,981	3,375

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	19,941	20,694
売上原価	12,711	13,061
売上総利益	7,229	7,633
販売費及び一般管理費	¹ 5,715	¹ 5,868
営業利益	1,513	1,764
営業外収益		
受取ロイヤリティー	-	27
その他	62	67
営業外収益合計	62	95
営業外費用		
支払利息	9	13
設備賃貸費用	-	7
その他	4	6
営業外費用合計	14	27
経常利益	1,561	1,832
特別利益		
投資有価証券売却益	4	7
投資有価証券評価損戻入益	-	5
その他	-	1
特別利益合計	4	14
特別損失		
固定資産除却損	13	46
役員退職慰労引当金繰入額	² 27	² -
その他	1	0
特別損失合計	43	46
税金等調整前四半期純利益	1,523	1,799
法人税、住民税及び事業税	228	189
法人税等調整額	332	487
法人税等合計	561	677
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,122
少数株主利益	34	49
四半期純利益	926	1,073

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	5,444	6,136
減価償却費	3,163	3,255
のれん償却額	172	69
退職給付引当金の増減額(は減少)	240	181
支払利息	26	41
固定資産除却損	160	79
売上債権の増減額(は増加)	596	1,194
たな卸資産の増減額(は増加)	15	-
仕入債務の増減額(は減少)	369	749
未払消費税等の増減額(は減少)	296	78
その他	434	340
小計	8,827	8,899
利息の支払額	25	41
法人税等の支払額	2,691	3,279
その他の収入	152	251
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,262	5,829
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,942	1,910
無形固定資産の取得による支出	442	658
投資有価証券の取得による支出	189	-
子会社株式の取得による支出	44	-
貸付けによる支出	-	155
その他	49	42
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,568	2,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	995	-
配当金の支払額	689	955
リース債務の返済による支出	133	385
その他	26	53
財務活動によるキャッシュ・フロー	145	1,394
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,839	1,667
現金及び現金同等物の期首残高	11,325	16,145
現金及び現金同等物の四半期末残高	15,165	17,813

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1. 連結の範囲に関する事項の変更	
(1) 連結の範囲の変更	第1四半期連結会計期間において、連結子会社でありました株式会社メリッツは、提出会社を存続会社とする吸収合併を行ったことにより消滅会社となったため、連結の範囲から除外しております。
(2) 変更後の連結子会社の数	18社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ7百万円、税金等調整前四半期純利益は88百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は148百万円であります。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	
(四半期連結損益計算書関係)	
1	前第3四半期連結累計期間において、営業外収益に区分掲記しておりました「不動産賃貸料」は、営業外収益の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間では営業外収益の「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「不動産賃貸料」は38百万円であります。
2	前第3四半期連結累計期間において、営業外費用に区分掲記しておりました「不動産賃貸原価」は、営業外費用の総額の100分の20以下となったため、当第3四半期連結累計期間では営業外費用の「その他」に含めております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「不動産賃貸原価」は、11百万円であります。
3	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)	
1	前第3四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「たな卸資産の増減額」は重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間では営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「たな卸資産の増減額」は6百万円であります。
2	前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」は重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間では投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「投資有価証券の取得による支出」は0百万円であります。
3	前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「子会社株式取得による支出」は重要性が乏しいため、当第3四半期連結累計期間では投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。なお、当第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「子会社株式の取得による支出」は25百万円であります。
4	前第3四半期連結累計期間において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「貸付けによる支出」は重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しております。なお、前第3四半期連結累計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含まれる「貸付けによる支出」は20百万円であります。

当第3四半期連結会計期間
(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めておりました「受取ロイヤリティー」は、営業外収益の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では営業外収益に区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「受取ロイヤリティー」は5百万円であります。
- 2 前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「その他」に含めておりました「設備賃貸費用」は、営業外費用の総額の100分の20を超えたため、当第3四半期連結会計期間では営業外費用に区分掲記しております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「設備賃貸費用」は0百万円であります。
- 3 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間
(自平成22年4月1日
至平成22年12月31日)

固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 36,788百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 35,282百万円
2 期末日満期手形の会計処理 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第3四半期連結会計期間の末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 76百万円	2 -

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。
給料手当及び賞与 6,268百万円	給料手当及び賞与 6,427百万円
退職給付費用 232	退職給付費用 234
役員退職慰労引当金繰入額 21	役員退職慰労引当金繰入額 29
消耗品費 2,082	消耗品費 2,158

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及びその金額は次のとおりであります。
給料手当及び賞与 2,136百万円	給料手当及び賞与 2,137百万円
退職給付費用 80	退職給付費用 77
役員退職慰労引当金繰入額 9	役員退職慰労引当金繰入額 8
消耗品費 680	消耗品費 688
2 役員退職慰労引当金繰入額 連結子会社が規程を改訂したことに伴う改訂差額を計上しております。	2

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 15,172百万円	現金及び預金 18,513百万円
有価証券 700	流動資産のその他(預け金) 170
流動資産のその他(預け金) 170	預入期間が3か月超の定期預金 870
預入期間が3か月超の定期預金 876	現金及び現金同等物 17,813百万円
現金及び現金同等物 15,165百万円	

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	22,007,363

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	777,387

3 新株予約権の四半期連結会計期間末残高等
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社			67
連結子会社			
合計			67

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	530	25.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年11月11日 取締役会	普通株式	利益剰余金	424	20.0	平成22年9月30日	平成22年12月6日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当企業集団は臨床検査の受託を主たる事業としておりますが、当該事業に係る1セグメントの売上高及び営業利益は全セグメントの売上高合計及び営業利益合計の90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので該当するセグメントはありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高は連結売上高の10%未満であるため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当企業集団の報告セグメントは、当企業集団を構成する単位のうち分離された財務情報が入手可能のものであり、取締役会において配分すべき経営資源に関する意思決定が行われ、かつ業績を評価するために経営成績を定期的に検討するものであります。

なお、当企業集団は製品・サービス別セグメントから構成されており、「検査事業」を報告セグメントとしております。また、報告セグメントに含まれないその他の事業セグメントには「医療情報システム事業」を含めております。「検査事業」は臨床検査等の受託業務を行っており、「医療情報システム事業」は医療機関向けのシステム機器等の製造販売や医療情報サービスの提供等を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当企業集団の報告セグメントである「検査事業」以外の事業に関しては、重要性が乏しいと考えられるため、記載を省略しております。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引は全く行っておりません。

(ストック・オプション等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(注) 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、第1四半期連結会計期間の期首における残高を基準としております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
2,168.96円	2,061.12円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	46,893	44,518
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	846	767
(うち新株予約権)	(67)	(55)
(うち少数株主持分)	(778)	(711)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(百万円)	46,047	43,751
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	21,229,976	21,227,019

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 140.48円	1株当たり四半期純利益金額 159.02円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 140.19円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 158.67円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	2,981	3,375
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	2,981	3,375
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	21,225,115	21,229,101
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株)	43,628	46,700
普通株式増加数(株)	43,628	46,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	43.66円	1株当たり四半期純利益金額	50.54円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	43.57円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	50.43円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	926	1,073
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	926	1,073
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	21,226,327	21,229,976
四半期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に用いられた普通株式増加数(株)	46,540	49,514
普通株式増加数(株)	46,540	49,514
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要		

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

株式会社フォレストホールディングスとの業務提携及び合弁会社設立について

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、株式会社フォレストホールディングス(以下、フォレストHD)との業務提携等にかかる決議を行い、両社間で業務提携及び合弁会社設立に関する基本合意書を締結いたしました。

(1)業務提携及び合弁会社設立の理由

当社とフォレストHDの子会社で九州及び山口県地域(以下「九州地域等」という。)において臨床検査事業を営む株式会社リンテック(以下リンテックという。)は、特殊検査を中心に相互外注する良好な関係にあります。このたび、両社の保有する経営資源やノウハウを相互に活用し事業シナジーを共有することが、検査サービス及び顧客満足度の更なる向上に繋がるとの共通認識に達し、業務提携及び合弁会社設立に関する基本合意に至りました。

(フォレストHDの概要)

商号 株式会社フォレストホールディングス

事業内容 医薬品、医療機器卸等を事業とする子会社等26社を有する持株会社

所在地 大分県大分市西大道二丁目3番8号

代表者 吉村 恭彰

資本金 30億円

設立年月日 平成20年10月

従業員 61名

(2)業務提携及び共同出資会社設立の内容

目的

九州地域等において、受託臨床検査事業の共通インフラを構築し、適正かつ効果的なネットワークにて顧客サービスを強化する。

合弁新持株会社の設立

当社の九州地域等所在子会社である株式会社協同医学研究所、微研株式会社、株式会社日本病態病理研究所、株式会社ラボテック及びリンテックを子会社とする共同持株会社を設立する。

(3)合弁新持株会社の概要

名称 株式会社九州オープンラボラトリーズ(QOL)
事業内容 子会社の事業戦略の企画・立案・指導等
設立年月日 平成23年4月1日
合弁比率 当社66.0%、フォレストHD34.0%
本店所在地 福岡県福岡市博多区西月隈一丁目2番27号
(リンテック本社所在地)
資本金 1,000万円

(リンテックの概要)

商号 株式会社リンテック
事業内容 臨床検査事業、食品環境検査
所在地 福岡県福岡市博多区西月隈一丁目2番27号
代表者 吉松 淳次
資本金 2億2,450万円
設立年月日 昭和53年9月
従業員 259名
大株主及び持株比率
フォレストHD 100.0%
主な経営成績
売上高23億5,600万円(平成22年3月期)

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

第56期(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)中間配当については、平成22年11月11日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行いました。

配当金の総額	424百万円
1株当たりの金額	20円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯浅敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 百井俊次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯浅敦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビー・エム・エルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。